次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙） **第一条**　衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙における公職の候補者用特殊乗車券の発行方法等については、次に掲げるとおりとする。 一～六　（略） 七　運賃 イ　鉄道、軌道 次の表の上欄に掲げる一事業者ごとの都道府県内における旅客営業キロの合計キロごとに、それぞれ下欄に掲げる運賃 旅客営業キロの合計キロ　運賃 二十キロメートルまでのもの　一枚　六、六八〇円 二十キロメートルを超え五十キロメートルまでのもの　一枚　一三、二三〇円 五十キロメートルを超えるもの　一枚　一九、七一〇円 ロ　一般乗合旅客自動車　一枚二七、五六〇円 八～十一　（略） （参議院合同選挙区選挙） **第一条の二**　参議院合同選挙区選挙（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下この条において同じ。）における公職の候補者用特殊乗車券の発行方法等については、前条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。 一～六　（略） 七　運賃 イ　鉄道、軌道 次の表の上欄に掲げる一事業者ごとの都道府県内における旅客営業キロの合計キロごとに、それぞれ下欄に掲げる運賃 旅客営業キロの合計キロ　運賃 二十キロメートルまでのもの　一枚　六、六八〇円 二十キロメートルを超え五十キロメートルまでのもの　一枚　一三、二三〇円 五十キロメートルを超えるもの　一枚　一九、七一〇円 ロ　一般乗合旅客自動車　一枚二七、五六〇円 八～十一　（略）	（衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙） **第一条**　衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙における公職の候補者用特殊乗車券の発行方法等については、次に掲げるとおりとする。 一～六　（略） 七　運賃 イ　鉄道、軌道 次の表の上欄に掲げる一事業者ごとの都道府県内における旅客営業キロの合計キロごとに、それぞれ下欄に掲げる運賃 旅客営業キロの合計キロ　運賃 二十キロメートルまでのもの　一枚　六、四四〇円 二十キロメートルを超え五十キロメートルまでのもの　一枚　一二、七五〇円 五十キロメートルを超えるもの　一枚　一八、九九〇円 ロ　一般乗合旅客自動車　一枚二五、四七〇円 八～十一　（略） （参議院合同選挙区選挙） **第一条の二**　参議院合同選挙区選挙（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下この条において同じ。）における公職の候補者用特殊乗車券の発行方法等については、前条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。 一～六　（略） 七　運賃 イ　鉄道、軌道 次の表の上欄に掲げる一事業者ごとの都道府県内における旅客営業キロの合計キロごとに、それぞれ下欄に掲げる運賃 旅客営業キロの合計キロ　運賃 二十キロメートルまでのもの　一枚　六、四四〇円 二十キロメートルを超え五十キロメートルまでのもの　一枚　一二、七五〇円 五十キロメートルを超えるもの　一枚　一八、九九〇円 ロ　一般乗合旅客自動車　一枚二五、四七〇円 八～十一　（略）